

**平成 29 年度第 1 回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録（要旨）**

日時 平成 29 年 1 月 1 日（水）
午後 1 時 30 分～午後 2 時 48 分
場所 市役所 3 階 第 2 応接室

出席者

委 員 渋谷会長 坂本副会長、石原委員 山口委員
事務局 會田総務部長 荒浪総務部副部長 高橋主幹 五十嵐主任 仙場主事

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問
- 4 市長あいさつ
- 5 議事

（1）八潮市個人情報保護条例の見直しについて

事務局より資料に沿って説明

質疑応答

②「個人情報」の定義の明確化について

委 員 個人情報の定義の明確化等の改正時期について、八潮市はいつ頃を予定しているのか。

事務局 平成 30 年 3 月改正予定で検討したいと考えている。

委 員 近隣の状況は。

事務局 非識別加工情報以外は、法に合わせると聞いている。

ただ、定義のところで若干の独自性があり、総務省からの通知にある、個人情報の定義の明確化の中の「（2）他の情報との照合」については、市の条例では既に国と同様に照合の容易性を要件とはしていないため改正を要しない。また、「（3）死者に関する情報」については、国では生存する個人に関する情報に限っているが、市の条例には「生存する個人」と規定していない。これは条例の規定上「生存する」と明示しなくても死者に関する個人情報をどうするかという意味では、国のガイドラインと同様に当該情報の取扱いにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるか否か、そこで判断しているところがある。目的と同様に非識別加工情報を導入するか否かが大きく影響してくると考えている。定義の明確化につ

いては、全て国の法律に合わせる方が良いという考えと非識別加工情報に係る制度の導入を図らないのであれば、定義について法と条例の完全一致まではまだいいのではとの意見や、多少の市町村の独自性を認めてもいいのではという考えもある。事務局としては、条例の定義はなるべく法に寄せていきたいという考えと同時に、個人情報の利活用を拡大しないならば「生存する」と加えず、現状の「個人に関する情報」でも良いのではないかと考えている。

委 員 柔軟性があつたほうがいい、ガチガチに決めなくても。

委 員 非識別加工情報をどうするかによって変わってくると思う。現状では事務局からの説明の通りとし、非識別加工情報を導入する際には再度検討することとよい。

③要配慮個人情報の新設について

委 員 現在はどうなっているのか。

事務局 八潮市個人情報保護条例第7条に、「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」に関する取扱いの規定がある。これは改正前の個人情報の保護に関する法律にはない規定である。いわゆる「センシティブ情報」と言われる規定で、自治体に多い規定の形である。このように取扱いを厳しくしている自治体が多いという状況と、EUからも日本の中でも基準を明確にし、国際基準に合わせてほしいとの国際的な潮流を受けて、要配慮個人情報を改正法で位置付けたものである。要配慮個人情報については、従来、自治体で定めていた概ね4項目のものを国でも参考にして、法律と政令で11項目を明確化し、当該情報については特に配慮を要する情報としてより厳格に扱うよう法改正を行ったものである。これについては個人情報の利活用の拡大の有無に関わらず、法律に合わせて厳格性をもって扱いたい。非識別加工情報の導入の有無に関わらず、措置すべきではと事務局では考えているが、委員の皆様からも意見をいただきたい。

委 員 要するに、国に合わせるということか。これ以上に八潮市がもっとプラスするとか減らすとかではなくて。

事務局 あくまでも法律と同等でと考えている。

委 員 法に合わせていくのが良いのではないか。

④ 非識別加工情報に係る制度の導入について

委 員 余程の専門家などがいない限り、自治体で安全性について確認できないの

ではないか。

委員 急いで当該制度を導入したために、市で隠した部分を提供先で復元されて、情報が漏れてしまうような事が起こらないとも限らない。その様なことを踏まえて、徹底した安全管理を今の状況でできるのか。

事務局 そこが一番懸念している部分である。近隣を含めて実施する自治体が少ない中で、提供した情報が漏れてしまったら、八潮市の情報と判明してしまう可能性が高い。技術的なものについても、国は専門機関がチェックしているからいいが、市の場合、事業者が復元できないデータとして提供したものが、我々の技術力では復元できなくても、もっと先進的な技術であれば復元できてしまうということも考えられる。このような状況から先駆けて実施することは、慎重にならざるを得ない。一方で、例えば近隣の東南部地区が全て実施していて、八潮市だけがやらないとなると、八潮市を除いた近隣市のデータによってある事業が実施された場合に八潮市にとってもデメリットになることも想定される。当面の間、復元できる技術や取り扱われた個人情報はどういうふうになったのか状況を見据えた上で、もう少し時間をかけて検討していく方策もある。

委員 先行する団体があるが、実際どのように資料が扱われて、どのような結果が出るのかを注視してから導入してもいいと思う。

事務局 いろいろな意見があるが、国で定めた制度であり、積極的に利活用をしてほしいという意見もある一方、もう少し時間をかけて導入するののひとつの選択肢だと主張している専門家もいるような状況なので、導入に当たっては慎重にしたい。

委員 八潮市はそれほど大きい市ではないので、データ数が少ないものまで出してしまった時に、もしかすると個人が特定できてしまうかもしれない。県単位で出ている資料のようなものなら、特定できないかもしれないが。

事務局 こういったデータで一番有用性があるのは、医療情報や交通情報が主であると言われており、医療情報でも件数の少ないものでは、患者が限定されてしまうおそれがある。

委員 特定の個人が限定されることで、民間の保険に加入できなくなるなどの実害が出てしまうこともあるのではないかな。

事務局 一度流出した個人情報は取り戻せない部分があるので、保護を手厚くするのは良いことだが、利用に関しては慎重にならざるを得ないというところは、事務局としてのスタンスである。

委員 ビッグデータを有効的に活用することは賛成だが、漏れてしまうことが問

題で、そういう情報こそ特にほしい情報であるもので、漏洩する可能性が否定できないなら慎重に考えたほうがいい。現状では、メリットよりデメリットの方が大きい気がする。

委員 説明を聞いた感じだと、時期尚早という感じがする。

⑤ 小規模取扱事業者の取扱いについて

委員 必要な規定の整備は行うべきである。

(他の意見は、特になし)

全体を通しての質疑応答

委員 今回は見送るにしても、将来的にはビッグデータが必要になってきて、非識別加工情報を活用する可能性もあるので、要配慮個人情報の保護は、ここで徹底してやっておくことが必要だと思う。

事務局 個人情報と要配慮個人情報の定義については、ある程度合わせていきたい。国の方でも、個人識別符号なども含めて個人情報と位置付けているので、生存の有無は別にして、ある程度近い状態にしておく。要配慮個人情報についてはある程度法と一致させるということで考えていきたい。官民データ活用推進基本法にもあるように、今後このようなデータの活用について研究が進んでいくと思う。非識別加工情報や民間で言えば匿名加工情報に関することにも触れられてくるのではないかと考えている。進捗状況に応じて、条例の運用を見直していく必要があるが、ただそのタイミングが難しいので、審議会の委員の意見などを聞きながら進めさせていただきたい。

委員 ビッグデータは、便利で有効的であることは事実であるので積極的に活用したいが、良し悪しの見極めがわからない。悪用されたときの対策も考えて、慎重に判断したほうがいい。

事務局 いただいた意見を参考に、答申案を次回会議開催までに作成し、皆様にお示ししたい。まとめると、①目的規定、④非識別加工情報に係る制度の導入については今回見送り、②個人情報の定義の明確化、③、要配慮個人情報の新設、⑤小規模取扱事業者の取扱いについては改正する方向で考えている。

6 その他

(1) 今後の予定について

事務局より次回会議の開催について説明した。

7 閉会